

平成22年9月30日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集 ー固定局関係審査基準の改正等ー

総務省は、マイクロ波帯を利用する固定無線システムに関し、より高度で安定したシステムの構築に資するため、今般、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案を作成しました。

つきましては、同訓令案について、本日から平成22年11月1日(月)までの間、意見募集を行います。

1 概要

- (1) 公共業務用固定局について、大容量通信方式(128QAM156M方式)を導入します。
 - (2) より信頼性の高い回線設計法を導入します。
 - (3) その他規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を設けます。
 - (4) 局種別審査基準における構成の見直し(旧方式の削除並びに現行アナログ方式及び狭帯域デジタル方式について目的別審査基準へ移行)を行います。
- ※(1)～(3):別添1参照、(4):別添2参照

2 意見公募要領等

- (1) 意見公募対象
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案
(別紙1(局種別審査基準)及び別紙2(目的別審査基準)のとおり)
- (2) 意見提出期限
平成22年11月1日(月)午後5時(必着)(郵送の場合も、同日付け必着)
なお、詳細については、別添3を御覧ください。

3 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、速やかに、改正する予定です。

[連絡先]

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総合通信基盤局電波部基幹通信課

林課長補佐、菊池主査

電 話:03-5253-5886

FAX:03-5253-5889

E-mail: fix-micro_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

技術的な基準に係る主な改正事項

主要項目	改正事項
① 大容量通信方式の導入	○ 公共業務用の無線システムへの利用を想定し、128QAM方式により156Mbpsの伝送能力を持つ方式に対応する審査の基準を設ける。 → 現在の公共業務用固定局においては、1チャンネル104Mbpsが最大。電気通信業務用においては、既に64QAM方式により156Mbpsが導入済み。
② より信頼性の高い回線設計法の導入	○ 降雨減衰に対する電力マージンについて、新たな予測・算出方法の規定を設ける。 → 従来の降雨減衰算出については、期間限定的な降雨統計から算出していたところであるが、降雨に関するデータを新たなものに見直すとともに、新たな近似方法を用いることにより、より正確にマージンを導出できるようにする。 ○ フェージングの減衰に対する電力マージンについて、計算方法を明確化する。 → 現在まで、算出方法が不明確となっていた周波数相関係数について明文化を図る。
③ その他関係規定の見直し等	○ 近距離の反射板の利得について、より正確な値に改める。 ○ 天候状況等に応じて変調方式を切替利用する適応変調方式についての規定を設ける。 ○ その他関係する規定を整備し、経過規定を設ける。

審査基準の構成等の改正

【現行】

別紙1 局種別審査基準 第1 固定局

1落成予定
2運用許容時間
3設置場所
4通信方式・通信路
5送信装置
6送信空中線
7受信装置
8受信空中線
9周波数測定装置
10自動警報装置・監視装置
11無給電中継装置
12空中線共用装置
13連絡線
14疑似空中線
15空中線柱

16無人方式の設備
17削除
18国際通信の工事設計
19電波の型式
20周波数
21占有帯域幅
22空中線電力
23伝送の質
24混信妨害
25設備の総合的特性
26工事設計の添付図面

別図類
・基本指標
・システム種別指標の一部

別紙2 目的別審査基準 第2 陸上関係

1電気通信業務用
2公共業務用
4その他
(4)6.5G/7.5G 固定局
ア工事設計
イ周波数等
ウ等価等方輻射電力
エ伝送の質
オ瞬断率の判定法

【改正案】

別紙1 局種別審査基準 第1 固定局

1基本的事項
(設置場所等)
2指定事項
(周波数・電波型式・電力)
3無線設備
(送信設備・受信設備・空中線他)
4伝送の質
(受信強度・被干渉混信)
5与干渉の防止
(干渉先のシステムの伝送の質の確保)

別図類
・基本指標

別紙2 目的別審査基準 第2 陸上関係

1電気通信業務用
(6.5G等は4-(4)を参照)
2公共業務用
(6.5G等は4-(4)を参照)
4その他
(4)6.5G/7.5G 固定局
ア基本的事項
イ指定事項
ウ無線設備
エ伝送の質
オ与干渉の防止
(12)アナログの固定局

・主に「局種別」に基本的規定を置き、「目的別」にシステムの種類等別の規定を置く。

・アナログ方式等の旧方式について、一部を整理する。

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案(別添)

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体: CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスク等は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5889 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: fix-micro_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成22年11月1日(月)午後5時(必着)(郵送の場合も、同日付け必着)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつては、その名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された

方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部基幹通信課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案(固定局関係審査基準の改正等)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。